

下水道 Q & A

Q 1. 受益者負担金を土地に賦課する理由は？

A. 下水道の建設によって受ける恩恵は、生活環境が改善され、これまで所有していた土地がはるかに便利に利用できるという利点があります。つまり土地の「利用価値」が高くなると考えられます。

したがって、受益の程度は、土地の面積によって評価できますし、家屋と違って建て替え等による面積の変動がなく、いかなる事態にも永久不変のものであり、将来にわたって利益を受けることができる、などの点から考えても一番妥当性が高いため、土地の面積を基準にして受益者負担金を賦課するものです。

なお、受益者負担金は、毎年賦課されるものではなく、一度限りのものです。

Q 2. 市街化区域内はどんな土地（田、畑など）でも宅地と同様に受益者負担金を賦課するのですか？

A. 市街化区域においては、農地であっても、下水道が整備されることにより、土地の利用価値が増加する点では宅地と同様であります。

このため、現在は農地であっても、将来の宅地化の可能性をもった土地として、受益者負担金の対象とさせていただきます。

Q 3. 受益者負担金が賦課されている5年の間に受益者が変わったときはどうなりますか？

A. 売買・相続等の事由により所有者が変わった場合は、速やかに受益者変更届を市に届け出てください。

届出以降の受益者負担金については、新たに受益者となった方が負担することになります。

なお、届出がない場合は、引き続き、従前の所有者（受益者）に受益者負担金の納付をしていただきます。

Q 4. 土地を何人かで共有している場合は誰が受益者になるのですか？

A. 共有している方全員が受益者として、連帯して納付する義務を負います。事務の都合により、その中から代表者を選んでいただき申告のうえ、代表して納付していただくこととなります。

Q 5. 受益者申告書を提出しないときは、どうなりますか？

A. 市が土地登記簿で調査し送付した申告書に記載されている内容に間違いがないものとして取り扱います。すなわち、申請書に土地所有者と記載されている方を受益者として認定します。

Q 6. いつまでに接続しなければいけないのですか？

A. 下水道の工事が完了した区域については、市が公示し、対象者にお知らせします。汲み取り便所を設置されている方は、この公示後3年以内に水洗化することが義務付けられています。

また、浄化槽を設置されている方は、速やかに下水道へ接続していただくようお願いいたします。

Q 7. 水洗便所の改造工事や宅地内の排水設備工事は、市でやってくれるのですか？

A. 水洗便所の改造や宅地内の排水設備工事は、津島市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に依頼してください。工事費は、個人で負担していただきます。

Q 8. なぜ、接続工事は指定工事店以外では行えないのですか？

A. 指定工事店以外ですと、適切な排水設備工事が行なわれないなどトラブルの心配があります。指定工事店は、専属の排水設備工事責任技術者をおき、工事の設計、施工、管理を行ない、適正な排水設備工事ができるものとして市が認めているものです。

排水設備工事は、必ず指定工事店で行なってください。

Q 9. 接続工事には、どのくらいの費用がかかりますか？

A. 敷地や建物の大きさ、水廻りの位置等により、排水管の長さやますの個数が変わるため、一概に金額がこれくらいかかるということはいえません。指定工事店で見積りを依頼してください。

Q 10. 受益者負担金は、所得税の必要経費となりますか？

A. 不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得については、必要経費として認められます。この場合は、事業等に利用している部分の土地に係る負担金についてのみ必要経費となり、繰延資産として6年間で償却することになります。ただし、負担金が20万円以下については、全額を納付義務の確定した年の必要経費として計上することもできます。

なお、法人税の場合にも所得税と同様の取扱いとなりますが、詳しいことは所轄の税務署にお尋ねください。

Q 11. 宅内排水設備工事費は、所得税の必要経費となりますか？

A. 不動産所得及び事業所得については、必要経費として認められます。この場合は、事業等に利用している部分の建物に係る宅内排水設備工事費についてのみ必要経費となり、減価償却資産として15年間で償却することになります。

なお、法人税の場合にも所得税と同様の取扱いとなりますが、詳しいことは所轄の税務署にお尋ねください。

Q12. 家屋調査とはなんですか？

A. 市が下水道工事を開始する前に皆様の宅地に入り、建物やブロック塀、土間等の亀裂や破損状況を調査するものです。

工事によって建物等に不具合などの影響が出ないことが大前提ですが、万が一影響が出てしまった場合に、工事前の状況を明確にするものです。

Q13. 公共ますとはなんですか？

A. 公共ますとは、ご家庭や事業所から出る汚水・雑排水を下水道本管に排水する為に私有地内に設置させていただき最終ますです。

Q14. 公共ますはいくつも設置できるのですか？

A. 原則として、一画地に一個、市の負担で設置させていただきます。ただし、現況の建物等により汚水・雑排水を一箇所に集約し難い場合は一個以上設置することは可能です。この場合、敷地面積が 500 m²を超える場合のみ、市の負担で公共ますをもう一つ設置させていただきます。

Q15. 下水道に切替えたため浄化槽が不要になりましたが、どうすれば良いですか？

A. 不要になった浄化槽は撤去していただくことが望ましいです。ただし、付近に工作物等があり、撤去することが困難な場合もあります。その際は、浄化槽の上部を壊し、槽の中を清掃した後、槽内部に穴をあけ砂で埋め戻していただいても構いません。

また、浄化槽雨水貯留施設転用制度を活用していただくこともできます。この制度は、不要となった浄化槽に雨水を貯留し、貯留した雨水をくみ上げ、庭木等の散水に活用できます。